

建設経済常任委員会記録

- 1 日 時 令和7年4月30日（木）午前10時00分～午前10時51分
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 三島 好雄
副委員長 岡村 茂樹
委員 川崎 孝昭 君国 泰照 平岡 実千男 藤沢 宏司
議長 山本 達也
- 4 欠席委員 中川 隆志
- 5 委員外議員 長友 光子 平井 保彦
- 6 執行部 (建設部) 部長 磯部 浩昭
土木課 課長 上田 佳宏
建築住宅課 課長 木戸三千雄
都市計画課 課長 岸田 稔明
下水道課 課長 糸浴 秀樹
(経済部) 部長 有道 茂一
農林水産課 課長 村田 裕紀
経済建設課 課長 新本 博
商工観光課 課長 水村 康弘
農業委員会事務局 局長 楠原慎太郎
- 7 事務局 次長 寺岡 富美 書記 中村 武尊
- 8 協議事項

1 【閉会中の付託調査事項】

- (1) 中心市街地の活性化と企業誘致について
- (2) 地域資源を生かした観光の振興について
- (3) 農林水産業及び地域の活性化について

2 【その他】

(開会 午前10時00分)

委員長（三島 好雄） 定刻となりましたので、委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

[「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」]

委員長（三島 好雄） それではただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。委員の皆さん、そして執行部の皆さん、本日は大変お忙しい中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、中川委員より、委員会条例第13条の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、皆様方に御報告いたします。

また、本日の会議に、2名の委員外議員さんより、出席したい旨の申し出がございました

ので、これを許可いたします。

本日、皆様方に御審議をお願いいたしますのは、付託調査事項及びその他ということでございます。

発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員さんにつきましては、執行部からの説明、報告に対して、質疑のみが可能であり、意志表明、執行部に対しての要望等はできない申合せになっておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、4月1日付けの人事異動によりまして、本委員会の関係者にも異動がありました。委員会レジメに関係者名簿を載せておりますので、御参照いただきたいと思います。それでは執行部より簡単な自己紹介をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

[この間 関係者の自己紹介等]

委員長（三島 好雄） ありがとうございます。それでは審議に入ります。

まずは、大きな1番の付託調査事項についてでございます。

1番目の中心市街地の活性化と企業誘致について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

商工観光課長（水村 康弘） 商工観光課から御報告いたします。中心市街地の活性化に関連しまして、中心市街地を会場に行われた催しについて御紹介させていただきます。

まず一つ目は、3月9日日曜日に白壁の町並みで開催されました第22回やない白壁花香遊についてです。この花香遊は、歴史と文化の趣が感じられる白壁の町並みを舞台に、花と香りをテーマとした、様々な体験やイベントを楽しんでいただく催しで、柳井市観光協会が主催しています。当日は、16の会場で22の催しが行われ、天気にも恵まれたこともありまして、およそ3,000の方が来場されたと報告を受けております。

続いて、4月19日土曜日と20日日曜日に開催されました柳井天神春まつりについてです。19日には夜参り行列が行われ、20日には天神祭りが開催されましたが、残念ながら天候が優れなかったため、大名行列は中止となってしまいました。主催の柳井商工会議所の発表によりまして2日間合わせて、約7,000人の人出があったとのことでございます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等がございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それでは次の報告をお願いします。

商工観光課長（水村 康弘） 企業立地・雇用創造推進室から御報告いたします。令和7年3月に、柳井市企業立地の御案内というタイトルのパンフレットを作成いたしました。このパンフレットでは、本市の企業立地に関する支援制度をはじめ、自然災害が少なく安心して事業

を展開できる立地環境、さらに、実際に進出された企業の皆さまの声なども御紹介しています。今後は、このパンフレットをしっかりと活用して、より多くの企業の方々に柳井市を知っていただき、企業誘致の促進につなげていきたいと考えております。

また、昨年度から山口県の東京事務所に本市の職員を派遣しておりまして、その職員もこのパンフレットを使いながら、首都圏の企業に向けた誘致活動を進めているところです。

一方で、企業の進出が進む中で、企業に御紹介できる土地や空き倉庫、事務所などの物件がだんだん少なくなってきたり、今後の誘致活動に影響が出るのではないかと懸念しております。委員の皆さまにおかれましては、企業立地に適した土地や建物などを御存じでしたら、あるいは市民の方からそのような情報をお聞きになった場合には、是非企業立地・雇用創造推進室まで御一報いただけますと、大変ありがたく存じます。どうぞよろしく願います。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等がございますか。

委員（藤沢 宏司） 奨励金とかの制度の中で今も倉庫業とか入っているんですね。

商工観光課長（水村 康弘） 資料の8、9頁をお願いいたします。柳井市の支援制度として、企業立地の促進奨励金制度として（第1）分類として製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の4つの事業につきまして事業所の設置、固定資産税の減免という形で支援をさせていただいております。また、倉庫業も（第2）分類として入っております。奨励金として事業所設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金なども御用意しております。企業誘致に関する税制上の優遇措置といたしましては、柳井市における措置として固定資産税の減免措置を3年間行っております。また、不均一課税等におけるものについても支援の対象となっております。続きまして9頁のサテライトオフィス誘致制度につきましては、新設の事業所を開設する場合にサテライトオフィスであるところに記載されているような補助内容で支援するものでございます。

委員（藤沢 宏司） 奨励金制度と税制上の優遇措置の制度があって、この内容として奨励金制度にあって税制上の優遇措置制度の中になく業種とかありますよね。それをなんで区別しているのかということと、全産業について全部やっちゃえばよいのではないかと思うのですが区別していますよね。何か理由があるのですか。

商工観光課長（水村 康弘） これにつきましては過疎の法律によりましてこの（第1）に分類される4業務が基本的に優遇措置の対象になると国が決めておりますので、それに基づいて柳井市の支援制度として作っております。

委員（藤沢 宏司） 国がやっているということは、これを優遇することによって国から別の資金が交付されるということですか。

経済部長（有道 茂一） 過疎地域に指定されますと過疎債がありますので、柳井市も活用していろいろな事業を行っております。また、企業立地の関係で言いますと固定資産税の課税免除という措置がありますので、市の減収分については普通交付税で補てんもあります。資料の（第1）のほうは特に過疎対象で、それ以外の（第2）については柳井市として独自にやっていますのでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（君国 泰照） どのような企業に当たって、どのような感触があるのか教えてください。

商工観光課長（水村 康弘） 2haの土地が余っているところにつきましては、別の業者と現在交渉中でございます。話し合う中で、結果が5月末ごろに判明する予定でございます。その結果がダメということになっても第2、第3の業者からお声をいただいております。これはどちらも製造業となっております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 柳井市独自じゃできないから県に要望して県と一緒にということなんでしょうけど、具体的にその見通しがあるんですかね。どこが作るかは別にして、作る場所がないんでどうにもならないと思うのですがどうですか。

商工観光課長（水村 康弘） 今ホームページ上に載せてあるのは10物件ほどございますが、おっしゃるとおり公共企業誘致と考えると、企業団地のようなところの造成を県と協力してやっていく形は前回から御報告しているところでございますが、この度光市でそういった動きがあったということで、柳井市といたしましては引き続き候補地であったり、県の事業に乗っていただけるような形で要望をしていきたいと考えております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、報告事項以外で各委員さんからの調査事項について、何か御質疑、御意見等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上でこの件についての協議・審査を終わらせていただきます。

続きまして、2番目の地域資源を生かした観光の振興について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

商工観光課長（水村 康弘） 商工観光課から2点御報告させていただきます。

まず1点目ですが、柳井市の特産品であります金魚ちょうちんにつきまして、市外の事業者によってこの金魚ちょうちんが製造・販売されていることが確認されました。これによって、市内の事業者の利益が損なわれる可能性があるほか、将来的には第三者に商標権を取られてしまう可能性があり、逆に権利を侵害しているといった申し立てを受けるようなリスクも懸念されています。

そこで商工観光課では、金魚ちょうちんを地域団体商標として登録していく方向で現在調査・検討を進めております。しかしながら、金魚ちょうちんという名称だけでは、商標登録の要件を満たすことが難しいため、柳井金魚ちょうちんという形で地域名と商品名を組み合わせた名称を使う必要があります。そのためにもこの柳井金魚ちょうちんという名称を商品名として広く浸透させていくことが重要だと考えております。

また、柳井縞についても同様に地域団体商標として登録できるよう調整を進めているところです。

こうした取組の一環として、4月10日と11日の2日間、特許庁から講師の方をお招きしまして、関係団体の皆さまにも御参加いただいた上で地域団体商標制度についての研修会を開催いたしました。

今後は柳井金魚ちょうちんという名称を統一的に使っていくことで、その周知を徹底していくことが重要になりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

続いて2点目です。4月19日土曜日に大島観光センター内に井とカフェはちよんが新しくオープンいたしました。

このお店は地元で長年親しまれている大橋寿司さんが新たに立ち上げたもので、食べる楽しみとくつろぐ楽しみの両方を提供することをコンセプトにされています。

地元でとれた新鮮な魚介や特産の自然薯、それから名物の海老カツを使ったオリジナルの井などを楽しめるお店です。さらに、橘香酢を使ったオリジナルドリンクもありまして、いわば海鮮×カフェというこれまでになかった新しいスタイルのお店になっています。

ぜひ多くの方に足を運んでいただき、観光の新たな魅力のひとつとして活用していただければと思っております。併せて、このはちよんが地域の賑わいの拠点となり、大島観光センター全体の活性化にもつながっていくことを期待しております。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等ございませんか。

委員（君国 泰照） 井とカフェはちよんで食事をされてどうでしたか。

商工観光課長（水村 康弘） アナゴ丼を食べさせていただきました。軟らかく煮たアナゴであり、箸で切れるようなアナゴでございまして、さらにトッピングでおだしと海苔、薬味、あられがついていて最後はお茶漬け風にして食べることもできます。さらには、そこで食べたソフトクリームが、クレミアという少し高級なソフトクリームがあるのですが、それと同等なものが提供されておりまして、ボリュームもあり大変おいしかったです。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 金魚ちょうちんをほかの市町で登録しているところがありますか。

商工観光課長（水村 康弘） 金魚ちょうちんとして登録はございませんが、大島の方から柳井の金魚という名称で登録をされていると聞いております。それは金魚ちょうちんというわけではございませんが、そういった名称を登録されていると聞いております。

委員（藤沢 宏司） 今から申請するといわれましたかね。

商工観光課長（水村 康弘） 今から手続きをして、先ほど申しましたとおり地域名と商品名が浸透しないとなかなか登録ができないというところでございまして、まずは柳井金魚ちょうちんという形で広めていきたいと考えております。それと同時に商標登録の申込を証拠書類をそろえて特許庁に提出する必要があるとございますので、そのように進めていきたいと考えております。また、柳井縞につきましては、もうすでに地域名と商品名となっておりますが、知名度を広めていくことで状況証拠をそろえ、特許庁に提出し何度かやり取りをした後に認めていただけるという流れになっております。

委員（藤沢 宏司） それは売れるのを待っていたらできないんじゃないですか。もう同時に申請したほうがいいんじゃないですか。ほかにやられたら意味ないですよ。その辺をどう考えていますか。

商工観光課長（水村 康弘） 地域名プラス商品名というのはまだ浸透しておりませんが、金魚ちょうちん自体は皆さん御存じのとおり東京でも発表されたり、パリでも飾られたりしているので知名度においては全く問題ないと特許庁もおっしゃってありました。あくまで柳井金魚ちょうちんというのをどう売っているんだというところで、見積もりや領収などで商品が売れた時に柳井金魚ちょうちんという状況証拠を積み上げていくということで、それは売れる売れないを待つ前に同時並行で行いまず名称を使いき、柳井金魚ちょうちんという状況証拠を添付書類につけていくといことと進めていきます。特許庁もおっしゃっていましたが、知名度はどうなんだというところで、何個売れたらというものではなく、あくまで申請書類の中で古くから親しまれているというところをPRしていただければそこについてはクリアできると。ただ柳井縞に関して言えば、ほかのところでも地域プラス縞という織物を出されているところがございます、そこも知名度は低いのですが、商標登録の手前まで行ったのですが、その場合は団体が分裂した関係で至らなかったということで、これに関してもいくら売れなければ登録できないということではなく、あくまでも知名度と今までの歴史を文章に起こして提出していただけたらと聞いております。

委員（藤沢 宏司） 登録ができなくてほかのところに登録された場合は、同じものを作ろうとしたときに1個当たりいくらか払わないといけないとかあるのですか。

商工観光課長（水村 康弘） 例えば、広島金魚ちょうちんというものが登録された場合、それと柳井金魚ちょうちんは別物となりますので、基本的にはそこにマージンを支払うことはございません。

委員（藤沢 宏司） それは柳井金魚ちょうちんと広島金魚ちょうちんの登録商標ができるということですか。

商工観光課長（水村 康弘） もし認められればそうなると思います。それが柳井の金魚ちょうちんの形がそのまま広島金魚ちょうちんと同じかどうかというのはまた別の問題となりまして、例えば弘前市にも同じような柳井金魚ちょうちんのルーツにもなったような金魚ちょうちんがございますが、形を見ていただくと一目で違うものと分かるものがございますので、例えば、広島金魚ちょうちんができた場合、一目で違うものであればその商標権についてお互い別々のものとして運用していくことになると考えられます。

経済部長（有道 茂一） 補足の説明をさせていただきます。昨年度まで商標のことで研修をしながら勉強会を開いていたということですが、誰が実際登録するのかというところで、例えば、商工会議所であるとか生産組合であるとか申請するには一定の要件を満たす団体となっています。今は誰が登録していくのかということも含めて話を進めております。そのために地域名と商品名を組み合わせた名前をしっかりと周知していくことを進めながら申請していくこととなります。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、報告事項以外で各委員さんからの調査事項について、何か御質疑、御意見等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上でこの件についての協議・審査を終わらせていただきます。

続きまして、3番目の農林水産業及び地域の活性化について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

農林水産課長（村田 裕紀） 例年この時期の委員会では農林水産課関連の施設の状況について報告を行っております。今年度も令和6年度の状況に加えて、先日催されたイベントやゴールデンウィークに実施される予定のイベントについてお知らせいたします。

まず、やまぐちフラワーランドの報告をいたします。

やまぐちフラワーランドは、平成18年4月21日に開園し、現在、開園20年目を迎えました。多くの方々に御来園いただき地域の皆様に愛され続けている施設となっています。

4月19日、20日には、毎年恒例の誕生祭が開催され、体験コーナーやお買い物抽選会、音楽ライブなど催し物が行われました。19日は晴天に恵まれ771人もの来園者がありましたが、20日は第3日曜日の家庭の日として中学生以下が無料となる特典がありながらも雨天の影響で来園者数は381人と減少しました。

また、4月26日、27日に開催された春の写生大会と夜間開園花壇ライトアップイベントは、約2,400人の来園者を迎え大盛況となりました。

続きまして、資料2を御覧ください。5月3日から5月6日までのゴールデンウィーク期間中、やまぐちフラワーランドではグリーンフェスタを開催予定です。

このイベントでは、子ども限定の菓子まきや遊び屋台、コンサート、宝探しゲームなど、多彩なアトラクションが計画されています。また、体験コーナーとして、アクセサリ作りや親子クッキングなど、日替わりでの催しも実施される予定です。これらのイベントは、御家族で楽しめる内容となっています。

令和6年は、雨天の多いゴールデンウィークとなりましたが、今年の連休は晴れの日が多いとの予報が出ており、天候に恵まれれば多くの来園者を見込めると期待されています。

最後に昨年御了承いただいております、やまぐちフラワーランドの決算につきましては、9月定例会で御報告させていただき、6月定例会では、当該年度の事業計画について御報告させていただく予定です。以上でやまぐちフラワーランドの報告を終わります。

次に、ふれあいどころ437から御報告いたします。

ふれあいどころ437は平成25年4月12日に開設以来、都市と農村をつなぐ交流拠点として、多くの皆様に御利用いただいております。令和6年度までの累計来場者数は約14万5,000人に達しました。

令和6年度に来場者数は、約12万人で、昨年度に比べて約1万人の減少となっております。

売り上げは約8,736万円で、対前年比の約0.4%の減少となりました。

令和6年度の来場者数が減少した主な要因として、昨年の夏は連日の猛暑日が続き、これにより野菜の生育が悪化しました。その結果、直売所への出荷量が少なく、地元の新鮮な野菜を購入したいと訪れたお客様に十分な商品を提供できない状況が発生しました。このような商品不足が、来場者数の減少につながったと考えられます。

また、全国的な米不足が続き、当施設でも店頭で販売する米が確保できない状況が発生しました。お米は来場者にとって重要な購買アイテムの一つであり、その不在が来場者数減少の一因になったと思われます。

毎年恒例の誕生祭が令和7年4月27日に開催されました。当日は、屋外ステージでの演芸披露をはじめ、グルメコーナーなどさまざまな催しが行われました。来場者数は約800人と例年に比べると来場者数は少なかったものの、直売所の野菜やグルメコーナーで提供された商品は完売という成果を上げ、地域の特産品やグルメを楽しむ場として充実した内容となりました。

これから暖かくなり、外出がしやすくなる季節が訪れます。天候に恵まれれば、ゴールデンウィークには多くの来場者が期待できると考えています。今後も引き続きより多くの方々に御利用いただけるよう努めてまいります。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等はないでしょうか。

委員（君国 泰照） グリーンフェスタは一生懸命やっておられるように感じます。掲示板や新聞を見ると非常がんばっていらっしゃるって、こういうものがあるんだな、行ってみたいなという気持ちになりますので、引き続きやっていただきたいと思います。ふれあいどころ437はちょっと見劣りするようになります。大島と比較してみると商品が少ないなと思います。農家の特産品といっても自家消費したり規模が小さすぎて市場に出すまで至っていないというのがありますよね。農家も特産品を作って販売できるようにがんばってほしいのと、やまぐちフラワーランドのようにもうちょっとPRが必要なんじゃないかと思います。今は柳井の新聞社が1社しかありませんが、それを見るといつでも上関町の温泉と上関の野菜で何がおいしいとかそういうPRをどんどんされています。ぜひそういうようなPRをして頑張ってくださいと思いますがどうですか。

農林水産課長（村田 裕紀） JAのほうでInstagramなどで紹介しています。インターネット回線もISDNから今年度ケーブルテレビを引っ張ることで早くなります。そういった情報発信も協議してやっていただくようにしております。

委員（君国 泰照） 大島に何回も行ってらっしゃると思いますが、出口にパネルがあるんですよ。そこで大島のイベントがあることをPRしているんですよ。柳井に来られる観光客がどの辺りからくるかというのは分析されているんですか。

農林水産課長（村田 裕紀） JAのアンケート調査になりますが、ほとんどの方が広島近郊からと聞いております。ふれあいどころ437につきましては、御承知のとおり奥にありまして、大島と比べて目立たないところになっております。去年協議を行いましたので、昔はのぼりを付けておりましたので、今年は目立つようにのぼりを作成しどんどんPRをするようにJ

Aも動いております。野菜につきましては、去年は出荷量が少なかったということもございますし、だんだん高齢化社会によって出す人も少なくなりましたので、去年出荷者協議会を開き、どういったものが売れたかアンケートを行ったほか、ほかの道の駅などで売れているものを情報発信しながら、新しい作物にも取り組んでいただけるよう協議をしております。

委員（君国 泰照） 私も食いしん坊で食べるものに目がありませんが、レストランも代わり映えがないのかPRが悪いのかもしれませんが、いつ行っても同じような感じですよ。今回はこういう作物ができたのでこういう料理をしましたとか幅広くPRするような方法をぜひ考えて、皆さんも一生懸命努力しておられていて私も応援していきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（長友 光子） ふれあいどころ437の売上が下がったということで、猛暑による野菜不足と米不足と言われましたが、米不足はどんな状況でしょうか。

農林水産課長（村田 裕紀） まだ備蓄米を出されてそこまで波及されていません。だいたい1週間に5kgの米が15袋ぐらいしか入らないみたいです。それも山口県産のブレンド米で、出したらすぐ売れるようで、同じJAでも遊気百菜は50袋出せるのですが、割合が遊気百菜のほうが多いという状況でございます。まだ米不足については解消されていない状況でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、報告事項以外で各委員さんからの調査事項について、何か御質疑、御意見等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上でこの件についての協議・審査を終わらせていただきます。

次に、大きな2番のその他の事項についてでございます。

執行部からこの委員会に対して何か報告事項等がございましたらお願いいたします。

都市計画課（岸田 稔明） 都市計画課から、今年度、都市計画道路の変更、廃止を行う予定ですのでその内容について御報告申し上げます。資料03を御覧ください。

都市計画道路は、その多くが昭和33年に都市計画決定されましたが、都市計画決定後67年が経過し、長期にわたって整備が未着手である都市計画道路が存在しております。計画した当初は、自動車交通量も増加傾向にあり、市街地が拡大されることが予想されておりましたが、近年では用途地域内においても人口減少が進み市街地の拡大が収束しつつあるなど、計画決定した当時と比べて社会情勢が大きく変化しております。それによって、当時と現在とでは、都市計画道路の必要性に変化が生じていることから、令和3年8月に柳井都市計画道路見直しの方針を策定し、以後、令和3年度、令和5年度、令和6年度に都市計画道路の

見直しを行いました。

2 頁を御覧ください。今年度変更を行う予定としております路線を地図に示したものです。赤色は変更区間、黄色は廃止区間、緑色は変更のない区間、青色は変更のない路線でございます。図面下側の赤色で示している南柳井線は、交差する都市計画道路の廃止や道路計画の修正により一部区域変更を行うものです。赤色で示している路線がもう 1 路線ありますが、古開作線は、南柳井線の変更により一部区域変更を行うものです。また、黄色で示しております明法寺新市線、新市三本松線、中央通り線、柳井港線、古開作中開作線、山手線、小深田稲積線については、都市計画道路見直し方針に基づき、全線廃止及び一部廃止などの変更を行うものです。そのほか、後地和田線は廃止する山手線の交差部分の変更を、岡ノ上公園は都市計画道路山手線の廃止に伴い、駐車場部分を都市計画決定区域に編入するなどの区域変更を行うものです。

1 頁にお戻りください。昨年度から廃止する都市計画道路に接続する南柳井線について、国や県との協議を行ってまいりましたがおおむね整ってまいりました。つきましては、都市計画道路の変更、廃止に向けた手続等を開始するのに先立ち、変更対象となる計画区域にかかる地権者の皆様への御説明と御意見を直接お聞きする場として、意見交換会を5月28日から30日まで開催いたします。開催日、時刻、場所は、1 頁に示しておりますとおり、3 会場で4回開催する予定としております。

都市計画道路の変更については、関係者への丁寧な説明に心がけ進めてまいりたいと考えております。なお、今回の見直しにより令和3年に策定した見直し方針に掲げていた路線は、すべて見直しされることとなります。報告は以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等がございますか。

委員（岡村 茂樹） 1 頁に対象地域の地権者の方に対し意見交換会を開催するということですが、この4日間に地権者の方が全員来られれば良いですが、欠席された場合にはその地権者の方に対してどういう対応をされますか。

都市計画課長（岸田 稔明） この意見交換会を開催しますという文書を図面と対象の土地の地番等を記したものを同封して発送する予定としております。その中でもし御不明な点等がございましたらその説明を行う予定としております。出席者については路線別にどういう状況で、例えば構造的に難しいとかそういったところもございますので、そういった説明を行っていきたくております。今回の意見交換会の後に、都市計画の手続として、説明会、公聴会など法に基づいた手続がございますので、意見交換会は今回だけの機会ではないということで、欠席された方についても十分説明を行いたいと考えております。

委員（岡村 茂樹） この文書を送られるということですが、説明会を開いたときにこの資料以外のことも説明されると思うのですが、そういったところは欠席された方には送らないということですか。

都市計画課（岸田 稔明） 昨年度も同様の意見交換会、説明会を開催しております。開催しますという案内の時には様々な問合せもございましたが、その時に個別具体的にこういう形で都市計画道路を変更しますという説明を行っております。今回、大半が廃止ということで、

今までこの都市計画道路が決定されていることによって、建替等の際に許可が必要だったり大きな制限がされたりするような状態が6、7年も続いていたところが解消されるということでございます。ほとんどの区域においては規制が強化されるというわけではございませんので、その手続きにおいては意見交換会と説明会で基本的には進めていきたいと考えておりますが、問合せがあった際には対応していきたいと考えております。

委員（岡村 茂樹） 欠席された方にも丁寧な説明をよろしくお願いたします。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、その他の件で各委員の皆さんから本委員会の所管に属する事項について、御質疑等がございましたらお願いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上でその他の事項につきましても終わらせていただきます。

皆様方には、慎重なる御審議をいただきまして、誠に御苦労さまでございました。それではこれもちまして本日の委員会を閉会いたします。

(閉会 午前10時51分)

委員長署名 _____ 三島 好雄 _____